

文京区不妊治療費（先進医療）助成事業の実施について

1 概要

不妊治療を受ける者に対して、当該治療に要した費用を助成することにより、不妊治療における患者の医療費の負担軽減を図ることを目的として助成制度を新設する。

2 助成対象者

- (1) 治療開始日から申請日までの間において配偶者と婚姻（事実婚含む）をしている。
- (2) 治療開始日における妻の年齢が43歳未満である。
- (3) 申請日にどちらかが区内に住所を有している。

3 助成対象となる治療（別紙参照）

- (1) 保険適用の治療と併せて行われる先進医療
 - (2) 先進医療及び国で審議中の治療等、全額自己負担となる治療
- ※いずれも令和4年4月1日以降に受けた治療が助成対象

4 助成金額

- (1) 上記3-(1)の治療を受けた場合
先進医療に要した自己負担額を助成（上限5万円）
- (2) 3-(2)の治療を受けた場合
治療全体に要した自己負担額を助成（上限10万円）

5 助成回数

- (1) 治療開始日における妻の年齢が40歳未満の場合6回まで
 - (2) 治療開始日における妻の年齢が40歳以上の場合3回まで
- ※助成を受けた後、出産した場合と妊娠12週以降に死産に至った場合は、これまで受けた助成回数をリセットできる。

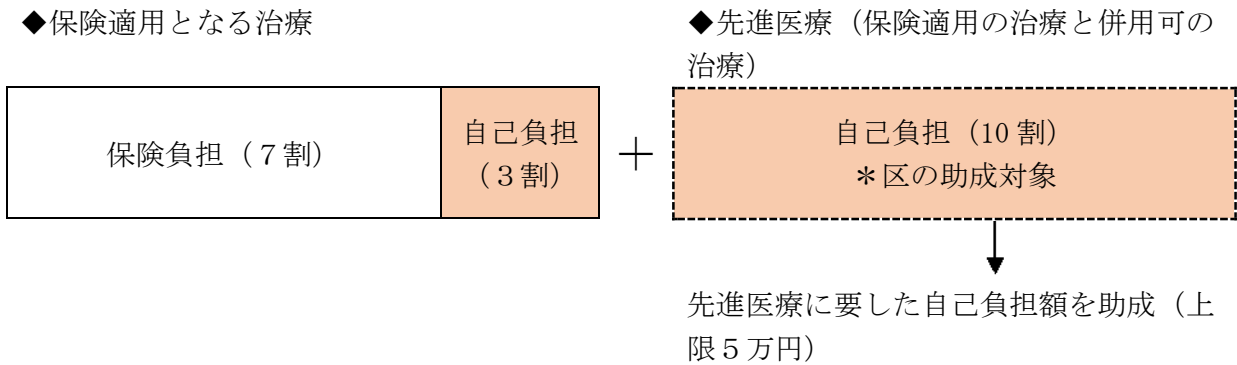
6 申請期限

1回の治療が終了した日の属する年度の末日まで
※1月から3月までに終了した治療については同年6月30日まで申請可

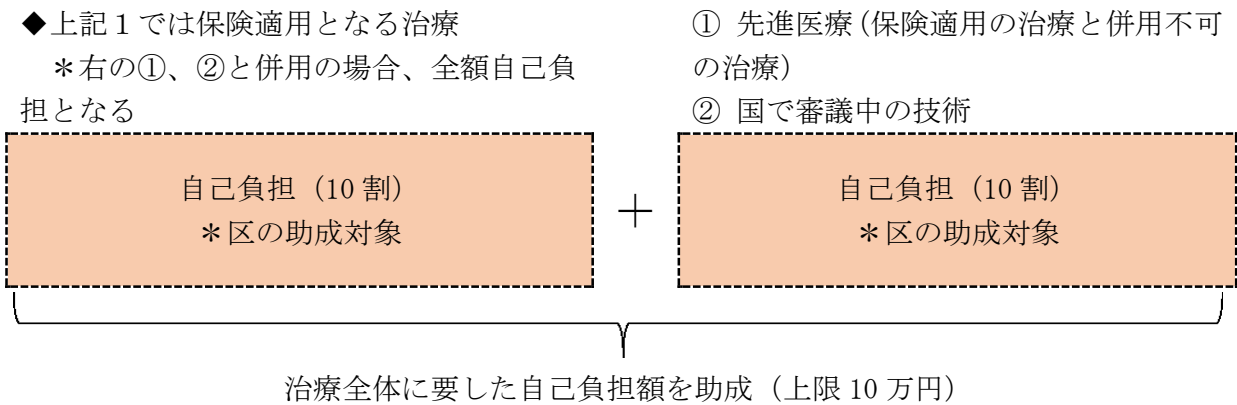
7 今後のスケジュール

令和4年9月 区報、ホームページ等で周知
10月 助成申請受付開始

1 保険適用の治療と併せて行われる先進医療は先進医療のみ助成対象



2 先進医療、国で審議中の治療等、全額自己負担となる治療は全体が助成対象



※上記1、2の点線枠が助成対象となる。

【参考】

●令和4年4月から保険適用となった治療

- ・一般不妊治療・・・タイミング法、人工授精
- ・生殖補助医療・・・体外受精、顕微授精、男性の不妊手術

●先進医療・審議中の技術

保険外の先進的な医療技術として国が認めるもので、国への届出等している医療機関では保険診療と併用できる。

その他の医療機関で受診する場合や国で審議中の技術は、保険診療と併用できないため、治療全体が全額自己負担となる。